

2024年6月17日

適正な商慣行および料金透明化に向けた取組宣言

室蘭ガス株式会社

当社は、経済産業省による「L P ガスの商慣行是正に向けた取組」につきまして、省令改正を遵守し、L P ガス利用者に安心・安全を提供し、地域から信頼される企業を目指して参ります。

【取組宣言】

■過大な営業行為の制限について

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ・ L P ガス事業者の切替を制限する条件付き契約の締結禁止

■三部料金制の徹底について

- ・ 基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制へ早期に移行
- ・ L P ガス消費と関係のない設備費用のL P ガス料金への計上禁止
- ・ 賃貸向けL P ガス料金におけるガス器具等の消費設備費用の計上禁止

■L P ガス料金等の情報提供について

- ・ 入居希望者へのL P ガス料金の事前提示の努力義務
(オーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様を通じた事前提示)
- ・ 入居希望者様から直接情報提供の要請があった場合の必要情報等の提示義務

上記に対し、取組遂行および適正対応状況の確認の為、社内モニタリングの実施、省令改正の理解深耕に向けた社内周知の実施、および、関係行政並びに関係団体との情報連携を密にし、法令遵守に努めます。